

様

居宅介護支援サービス 契約書

〃

内容説明書

〃

重要事項説明書

JA 前橋市居宅介護支援事業所

事業所番号

1070100464

居宅介護支援サービス内容説明書

1 居宅介護支援サービスの内容

- (1) ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を行います。
- (2) 作成した居宅サービス計画は、ご利用者又はご家族に説明し、同意を得た上で提供します。
- (3) 基本的に毎月1回はご利用者宅を訪問し、居宅サービスの実施状況の把握を行います。
- (4) 居宅サービスの計画の変更を希望される場合は、速やかに対応し、サービス提供事業者等への連絡調整等を行います。
- (5) 必要に応じ、サービス提供事業者との担当者会議を開催し、居宅サービス計画の作成、見直しを行います。
- (6) 要介護認定時や更新の際も、再度ご利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、適切な居宅サービス計画の検討・作成を行います。
- (7) 介護保険にかかる給付管理に関する業務を行い、関係機関との連絡調整を行います。
- (8) 居宅介護支援サービスに関する苦情、居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情について、いつでも対応いたします。
- (9) 居宅介護支援の開始に際して、ご利用者又はご家族は、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を、担当の介護支援専門員に求めることができます。また、当該指定居宅サービス事業所が、居宅サービス計画に位置付けられた理由についても、担当の介護支援専門員に説明を求めることができます。
- (10) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」といいます)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行います。

2 担当の介護支援専門員等

担当する居宅介護支援専門員は、次のとおりです。担当者が変更になる場合はその氏名を別途ご連絡します。

居宅介護支援専門員		連絡先	027-226-5253
-----------	--	-----	--------------

事業所番号 NO.1070100464

介護保険証番号 NO (利用者氏名) 様

居宅介護支援サービス利用契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と前橋市農業協同組合（以下、事業者）といひます）は事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整等、便宜の提供を図ります。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに利用者から更新拒絶の意思表示がない場合には、本契約は同じ内容で更新されるものとし、その後も同様とします。

（居宅介護支援の担当者）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者への居宅介護支援サービスの担当者として任命し、その選定又は変更を行った場合は、利用者にもその氏名を通知します。

（居宅介護支援サービスの内容）

第4条 事業者は、利用者が居宅サービスを適切に利用することができるように、利用者の心身の状況、置かれている環境ならびに利用者及び家族等を勘案し、居宅サービス計画の作成など下記のサービスを提供します。

- （1）居宅サービス計画の作成
- （2）居宅サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
- （3）サービスの実施状況の把握及び居宅サービス計画等の評価
- （4）介護保険に関する給付管理
- （5）介護サービス等に関する相談・説明
- （6）要介護（支援）認定申請・更新に対する援助等

（居宅サービス計画の変更）

第5条 事業者が居宅サービス計画の変更を必要と判断した場合又は利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合には、事業者は利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって居宅サービス計画を変更することとします。

(利用者負担額)

第6条 介護保険制度に基づく居宅支援サービスについては、基本的に利用者負担はありません。

ただし、保険料の滞納等の場合は、全額自己負担となる場合があります。

また利用者の住所地が通常のサービス地域外の場合は、交通費の支払いが必要となる場合があります。

(サービス提供の記録等)

第7条 1. 事業者は、提供した居宅介護支援サービスの内容に関する記録を行うとともに、2年間保管します。

2. 利用者もしくはその代理人はいつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。

(守秘義務等)

第8条 1. 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

2. 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

3. 事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者が指定する事業者等への関係記録の複写（引き継ぎ）を行うこととします。

(苦情対応)

第9条 1. 利用者及び家族は、提供した居宅介護支援サービスに苦情がある場合又は居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに関して苦情がある場合は、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも申し立てることができます。

2. 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

3. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(契約の終了)

第10条 次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

(3) 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合

(4) 第2条の規程により更新拒絶に意思表示がされた場合

(5) 第11条、第12条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(利用者の解約権・解除権)

第11条 1. 利用者は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

2. 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (2) 事業者が、守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の契約解除)

第12条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文書により本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者および介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約の目的を達することが困難となった場合

(損害賠償責任)

第13条 事業者は、居宅介護支援サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(協議事項)

第14条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者との誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者（又は代理人） 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

事業者 住 所 群馬県前橋市富田町2400-1

名 称 前橋市農業協同組合

代表者氏名代表理事組合長 矢端 幹男 (印)

居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

前橋市農業協同組合 (住所) 前橋市富田町2400-1

2. 事業の目的

(目的) 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るように、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。

(方針)

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立にサービスを行います。
- ②市町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、居宅サービス事業者等との連携に努めます。

3. ご利用事業所

居宅介護支援	介護保険事業所番号	1070100464号
	住所	前橋市中内町40-4
	管理者名	横室 ひろみ
	連絡電話番号	027-226-5253
	サービス提供地域	前橋市、高崎市、渋川市、伊勢崎市、佐波郡玉村町、北群馬郡吉岡町

4. ご利用事業所の職員体制等

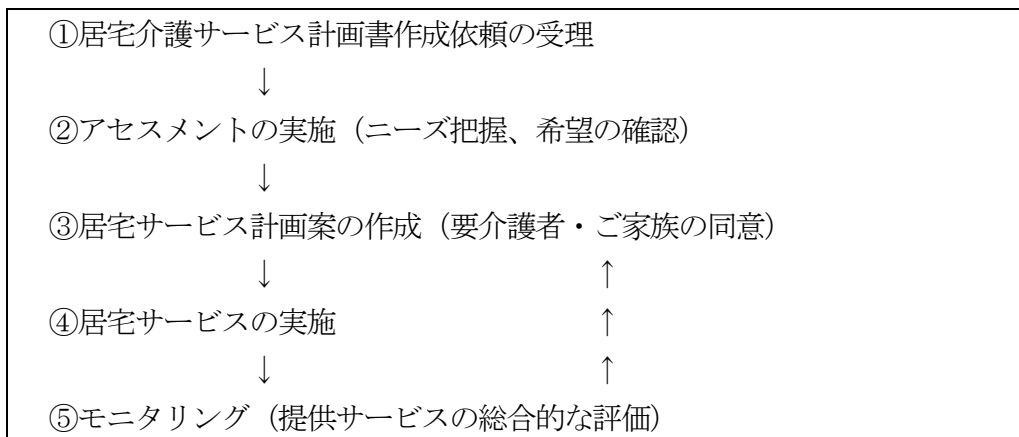
職 種	人 員
管理者兼居宅介護支援専門員	1名
介護支援専門員	3名

5. 営業日・営業時間

休業日は、年末年始（12/30～1/3）土、日、祝祭日

営 業 日	営 業 時 間
月 ～ 金	8:30～17:30

6. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ



7. サービス利用料金

①基本利用料			
利用者		要介護1・2	要介護3～5
保険料の 滞納等	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
	あり	11,088円	14,406円

上記のいずれかの認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をいただきます。その場合は、当事業所が発行する証明をもって、市町村の窓口へ提出いただきますと、全額払戻を受けることができます。

②加算料金			
初回加算	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合）	3,063円	
特定事業所 医療介護連携加算	退院・退所加算、ターミナルケアマネジメント加算の算定実績を一定数以上、及び、特定事業所加算Ⅰ、ⅡまたはⅢの算定を行っている場合	1,276円	
入院時情報 連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対し必要な情報を提供した場合	2,552円	
入院時情報 連携加算（Ⅱ）	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対し必要な情報を提供した場合	2,042円	
退院・退所加算 （入院または入所 期間中1回を限度 に算定）	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情	病院等の職員から情報収集を3回うち1回カンファレンス	9,189円
		病院等の職員から情報収集を2回うち1回カンファレンス	7,657円
		病院等の職員から情報収集を2回	6,126円

	報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	病院等の職員から情報収集を1回、方法がカンファレンス 病院等の職員から情報収集を1回	6, 1 2 6 円 4, 5 9 4 円
通院情報連携加算 (1月につき)	利用者が診察を受ける際に同席し、医師などに利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師などから利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで居宅サービス計画に記録した場合		5 1 0 円
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		4, 0 8 4 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス等を行った場合(1月に2回を限度)		2, 0 4 2 円

前項の料金については、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により介護保険給付金直接事業者を支払われない場合は基本料金と一緒にいただきます。その場合は、当事業所が発行する証明書をもって、市町村の窓口に出すことができますと、全額払戻を受けることができます。

8. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 指定居宅サービス事業者等の紹介等
利用者は、居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。
- (4) サービス事業者の提供割合

前6月間に当事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という)を居宅サービス計画に位置付けた割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)等につき説明を行います。

9. ハラスメント対策について

当事業所では男女雇用機会均等法における事業者の責務を踏まえ、前橋市農業協同組合の定める「セクシュアル（パワー・ハラスメント）の防止に関する規程」に基づき、ハラスメント対策を行っています。

10. 感染症対策について

当事業所では感染症の発生及び蔓延等に関する取組を徹底するため、下記の通り委員会を設置し、感染症対策に取り組んでいます。

感染症対策委員会	委員長	感染症対策の策定及び研修の開催	横室 ひろみ
	委員	研修への参加及び感染対策への取組	当事業所の介護支援専門員

11. 虐待防止対策について

当事業所では高齢者の尊厳保持や人格の尊重に配慮し、下記の通り委員会を設置し、虐待防止対策に取り組んでいます。

虐待防止委員会	委員長	研修の開催及び従業者への啓発	横室 ひろみ
	委員	研修への参加及び個別の事案への対応	当事業所の介護支援専門員

12. 身体的拘束について

当事業所では利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援 相談窓口	TEL 226-5253	対応者
前橋市介護保険担当課	TEL 224-1111	
国民健康保険団体連合会	TEL 290-1319	

14. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、状態に応じて各保険者担当課へ届出するとともに、主治医及び下記緊急連絡先のご家族等へ連絡をいたします。また、事業者の責任により、ご利用者に生じた損害については、事業者は必要に応じてその損害を賠償します。なお、ご利用者が入院される場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を、入院される病院又は診療所へお伝えいただきますようお願いいたします。

主治医（かかりつけ医）	主治医氏名	
	連絡先	TEL
ご家族	氏名	様
	連絡先	TEL 携帯

令和 年 月 日

○利用者（又は代理人）

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

○説明者 所属事業所 JA前橋市居宅介護支援事業所

○氏 名 _____ 印

初回説明事項からの変更

変更事項： _____ 月 _____ 日 説明

変更事項： _____ 月 _____ 日 説明

変更事項： _____ 月 _____ 日 説明

令和 年 月 日 説明事業所番号：1070100464 利用者氏名 _____ 様

個人情報使用同意書

私（利用者及び家族）の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

(1) 内部での利用

- ①介護サービスの利用者等に提供するサービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - 1) 入退所の管理
 - 2) 会計・経理
 - 3) 事故等の報告
 - 4) 介護サービスの向上

(2) 他事業者等への情報提供

- ①当組合が運営する介護サービス事業所等が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 1) 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）や照会への回答
 - 2) その他の業務委託
 - 3) 家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - 1) 保険事務の委託
 - 2) 審査支払期間へのレセプトの提出
 - 3) 審査支払期間又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償などに係る共済・保険会社等への相談又は届出等

(3) 上記以外の利用

- 介護関係事業者の管理運営業務のうち
 - 1) 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 2) 学生の実習への協力

2. 利用範囲

(1) 介護保険法で義務として明記されているもの

- ①サービス提供困難時の業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業者等との連絡
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④利用者に症状の急変が生じた場合等の主事の医師への連絡等

(2) 行政機関等への対応として義務づけられているもの

①市町村による文書等提出等の要求への対応

②厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の指示命令等への対応

③都道府県知事による立ち入り検査等への対応

④市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等

⑤事故発生時の市町村への連絡

3. 使用する期間

令和_____年_____月_____日から J A 介護保険サービスの契約終了日まで

4. 使用条件

(1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意をはらうこと。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

(3) J A が定める個人情報保護方針および規定等を遵守すること。

令和_____年_____月_____日

事業者 前橋市農業協同組合 殿

(利用者) 住所_____

氏名_____ 印

(利用者の家族) 住所_____

氏名_____ 印